

交通心理士補から交通心理士への昇格についての細則 (2015 年度交通心理士補取得者より)

交通心理士補から交通心理士への昇格の条件として、次の事項を定める。昇格するためには、交通心理士補の取得後 5 年以内に下記の条件を満たさなければならない。

I. 昇格の条件

(1) 交通心理学会大会、交通心理士会大会、地区別研究会、教習所セミナーにおいて単独または筆頭発表者として、2 件以上の発表を行う。ただし、このうちの 1 件については、下記の表に示す大会等の参加ポイントの合計が、交通心理学会大会および交通心理士大会への参加（計 4 ポイント以上）を含む 8 ポイント以上であることをもって、これに代えることができる。参加ポイントについては、交通心理士補になる 3 年前までのポイントを含めることができるものとする。

なお、単独または筆頭発表者として発表した場合は、発表 1 件としてのみ数え、参加ポイントとして加えることができない。

表 交通心理士への昇格条件に関わる大会等とその参加ポイント

大会等	参加ポイント	年間開催日数
交通心理学会大会	2 ポイント	2 日
交通心理士大会	2 ポイント	2 日
地区別研究会	1 地区 1 ポイント 同じ年に複数の地区の地区別研究会に参加した場合は、それぞれ参加ポイントとして加えることができる。	1 地区 1 ～ 2 日
ステップアップ講習会	1 日 1 ポイント（参加日数分加算）	3 ～ 6 日
コーチングセミナー	1 日 1 ポイント（参加日数分加算）	1 ～ 4 日
教習所セミナー	1 ポイント	1 日
交通カウンセラー養成講座	1 日 1 ポイント（参加日数分加算）	6 ～ 8 日

※ 年間開催日数は、年により多少変動することがある。

(2) ステップアップ講習会で開催される必須科目 2 科目を受講すること。

II. 本細則の改正

本細則の改正は、本学会資格審査委員会の議を経て、本学会運営委員会で行う。

平成 2 1 年	6 月 1 3 日	改正
平成 2 4 年 1 1 月	1 0 日	改正
平成 2 5 年	3 月 1 6 日	改正
平成 2 5 年 1 1 月	9 日	改正
平成 2 6 年	6 月 7 日	改正
平成 2 7 年	3 月 2 8 日	改正
平成 2 7 年	6 月 6 日	改正
平成 2 7 年 1 1 月	4 日	改正